

「上場企業の定期開示に関する原則」案の概要

1. 経緯

「上場企業の定期開示に関する原則」は、上場企業の定期報告書（注）における高品質な開示を継続的に促進させるためのガイダンスであり、「株式の国際開示基準」（1998年9月公表）及び「社債の国際開示原則」（2007年3月公表）に続く証券監督者国際機構（IOSCO）による国際開示基準・原則シリーズの第3弾である。

2005年からIOSCOの第1常設委員会で検討されていたところ、2009年6月のIOSCOの専門委員会で承認された。

（注）我が国で対象となるのは、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書といった、定期的に作成される開示書類である。

2. 原則の概要

原則の構成は以下の様に3部からなるが、メインは「III. 上場企業の定期開示原則」である。

I. 序文

II. 定義

- 関係者、関連会社
- 年次報告書
- 役員及び上級経営陣
- 期中報告書

III. 上場企業による定期開示の原則

A. 定期報告書は有用な情報を含まなければならない

1. 年次報告書

- a. 監査済財務諸表
- b. 経営者による分析(MD&A)又は事業や財務に関するレビュー(OFR)
- c. 重要な関連当事者取引
- d. 役員報酬の開示
- e. コーポレート・ガバナンスの開示
- f. 市場のリスクに敏感な金融商品の開示

- g. 発行者による株式保有および株主関連事項
- 2. 期中報告書
 - a. 投資家が企業の一定期間ごとの実績を追跡出来る様な情、及び企業の現在の財務状態の評価に十分な財務情報
 - b. MD&A 又は経営者による報告
 - c. 関連当事者取引等その他の開示（任意）
- B. 定期報告書に含まれる財務諸表の作成責任者の明確化及び責任者による財務情報の適正表示への言及
- C. 発行企業の財務報告に関する内部統制の評価又はレビュー
- D. 情報の適時公表
- E. 定期報告書の関連規制当局への提出
- F. 公衆によるアクセスが容易な情報保管
- G. 開示基準
- H. 開示への平等なアクセス
- I. 開示の同等性

以上